

さいたま市地域防災計画改定の概要について

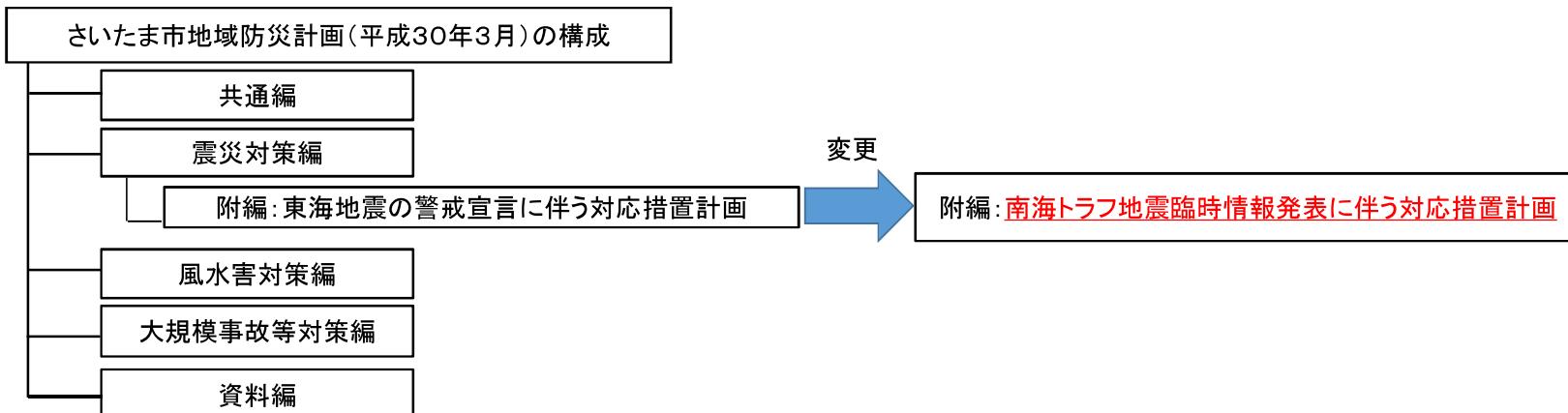
1 改定の趣旨

関係法令や国の防災基本計画等と整合を図るとともに、災害救助法に基づく救助実施市の指定や過去の災害の教訓を踏まえ、地域防災計画(平成30年3月)を改定するものである。(令和3年4月1日施行)

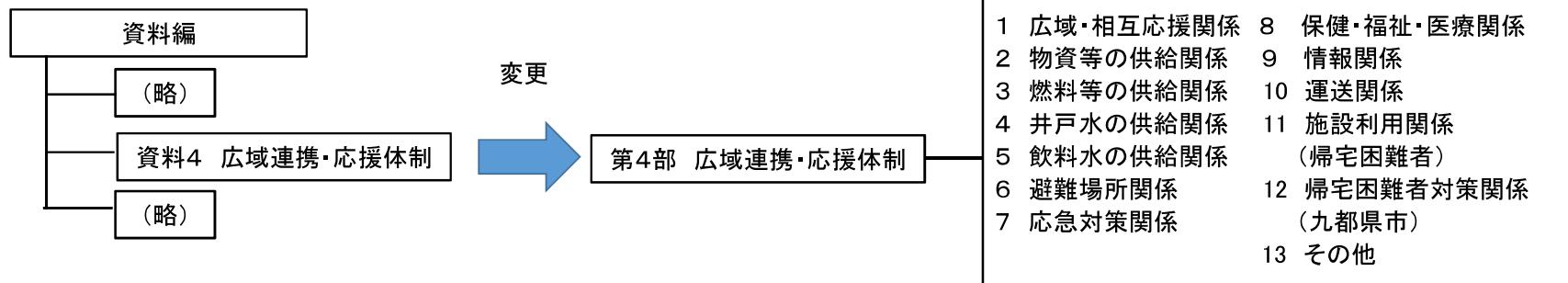
2 構成の変更

- ①これまで、震災対策編の附編として「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画」を掲載。

「南海トラフ地震に関する情報」の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した「東海地震に関する情報」の発表は行わなくなったことから、「南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画」へ変更。



- ②資料編における「広域連携・応援体制」の整理(細分化)



3 主な改定点（共:共通編　震:震災対策編　風:風水害対策編　資:資料編）

関係法令との整合

・【災害救助法】

救助実施市の指定に伴う権限と責任に基づく救助及び国、県との連携による円滑な援助の実施について記載（共P.32、震P.60～、風P.68～）

・【被災者生活再建支援法】

令和2年12月改正に伴い、被災者生活再建支援制度の概要を修正（共P.182～183）など

防災基本計画との整合

・住民の避難行動等を支援する防災情報の提供として5段階の警戒レベルでの表記（風P.88）

・応急対策職員派遣制度等を踏まえた応受援体制（共通編P.189～）など

埼玉県地域防災計画との整合

・地震発生時の活動体制、配備体制の変更（震P.3～）
【震度4における準備体制の廃止、震度5弱における災害警戒本部設置】

・応援要請や受け入れ等の受援業務を行う担当窓口（各部）とは別に受援対応・調整を行う「受援チーム」の設置に関する記載を新設（共P.190～）

・埼玉県・市町村半壊特別給付金の新設に伴い「埼玉県・市町村被災者安心支援制度の概要」へ記載の追加（共P.184）

・洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、水害リスク情報として住民等へ周知（共P.49）など

令和元年東日本台風からの教訓

・過去の風水害履歴へ被害状況等を追加（共P.14）

・復旧期における被災者支援と生活再建に向けた迅速な対応を行う「復旧支援体制」に関する記載を新設（共P.161）

・避難所担当職員、現場応援要員の活動体制の見直しによる修正（震P.10～11）（風P.12～13）

・強力な台風の接近が予想される場合等における、自主避難のための避難所開設に関する記載を新設（風P.108）

・指定避難所における動物の適正な飼養について、ペットの同行避難を踏まえた記載に修正（震P.90）（風P.115）など

その他

・医療救護所の設置場所変更（震P.94～95）（風P.119～120）（資2-31）

・ジェンダー、多様性、性的少数者（性的マイノリティ）への配慮に関する記載を追加（共P.25、P.87他）（震P.87～88）（風P.112）

・指定避難所における衛生管理、感染症対策に関する記載を新設（震P.88）（風P.113）

・気象警報等の発表基準の変更に伴う修正（風P.29～）

・防災関係機関の追加（防災アドバイザーなど）（共P.32～36）

・関係機関の名称や対策等の変更、字句修正 など

「さいたま市地域防災計画（改定案）」に対する意見募集結果

資料5

意見番号	御意見の概要	該当するページ/条項	件数	御意見に対する市の考え方	修正等の対応
1	自主避難者数を記載（市内・市外）し、併せて車避難者の世帯数・人数を記載することで、今後発生した場合の検討がしやすくなるのではないか。	共通編 P. 15	1	今後、被害想定の見直しの際に、検討してまいります。	改定案のままといたします。
2	市内においても、超高層・高層化されたビル・マンションも多く建てられ、今後懸念が予想されるため、早急な対策が必要である。	共通編 P. 22	1	被害を最小限にできるよう、家具などの転倒防止策や高層建物特有の対策について、引き続き啓発を行ってまいります。	改定案のままといたします。
3	各住宅の間に必要な空間を作るなど、延焼拡大の防止に努めるべき。	共通編 P. 42	1	本市では、地域特性や防災上の課題を踏まえて策定した「さいたま市防災都市づくり計画」に基づき、安全で住みやすい都市づくりを進めており、住環境の維持向上と一体的に防災機能を改善するための取組を推進しています。御指摘いただいた内容は、今後の計画推進の参考とさせていただきます。	改定案のままといたします。
4	地震等により堤防の損壊も予想され、注意を要する。また、複合災害（震災・豪雨など）発生についても留意が必要である。	共通編 P. 25	1	御指摘いただいた内容は、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。	改定案のままといたします。
5	市民だけでなく、戸田市など他市からの避難も計画されているため、他市とも関係を構築・連携して情報の共有と地域住民との協力体制を取っておくべき。	共通編 P. 51	1	御指摘いただいた内容は、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。	改定案のままといたします。
6	災害時におけるトリアージタグについて、応急手当講習時などで説明し、広く市民に理解してもらう機会を作るべき。	共通編 P. 99	1	御指摘いただいた内容は、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。	改定案のままといたします。
7	各区に必要な拠点を増やし、災害時に十分な機能を有するように努めるべき。	共通編 P. 104	1	災害時に十分に機能するよう拠点備蓄倉庫について検討・調整を行ってまいります。御指摘いただいた内容は、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。	改定案のままといたします。

「さいたま市地域防災計画（改定案）」に対する意見募集結果

資料5

意見番号	御意見の概要	該当するページ/条項	件数	御意見に対する市の考え方	修正等の対応
8	従来の避難所を中心とした訓練ばかりではなく、在宅避難等を中心とした訓練を行うべき。	共通編 P. 121	1	在宅避難については、総合防災訓練や出前講座にて啓発。周知を行っていくところでございますので、引き続き啓発・周知を実施していただくとともに、今後の政策推進の際の参考とさせていただきます。	改定案のままといたします。
9	訓練内容に「指定避難所以外への避難訓練（在宅・その他）」を加えるべき。	共通編 P. 125	1	指定避難所以外の避難についても、在宅避難として周知・啓発を行っていくところでございますので、引き続き啓発・周知を行うとともに今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。	改定案のままといたします。
10	誤字脱字がある。	共通編P. 3 外	1	御指摘のとおり、表記を一部修正しました。	誤字脱字を修正しました。
11	近年の都市構造や建物の耐震性を鑑みると「災害警戒本部設置の準備体制」になるのが震度4から震度5弱に変更されたことは理解できる。しかし、震度5弱である場合には「準備体制」を置かず直ちに「災害警戒本部の設置」となることが望ましい。	震災対策 編P. 3	1	御意見を踏まえ、修正しました。	「準備体制」に関する記述を削除しました。
12	本部機能が組織化されていない「災害警戒本部の準備体制」の段階で、職員が避難所へ自主参集することは本部機能を有さない状況での判断となり、組織として不安を感じる。 避難所担当者の自主参集は、災害対策本部が設置される震度5強が適正ではないか。 また、震度5弱以下の場合には、自主防災組織や防災アドバイザーとの連携により、職員の動員によってすべてを賄おうとしない方法も検討すべき。さいたま市には防災アドバイザーや自主防災組織が各自治会内に存在しているので、生かした政策に期待したい。	震災対策 編P. 12	1	意見番号11で、震度5弱における体制を「災害警戒本部の設置」と修正しております。 避難所担当職員の参集につきましては、避難が必要な方の迅速な受け入れや、参集途中に地域の被災状況を把握して報告させる等の機能を維持する必要があるという観点から、参集基準を震度5弱のまとさせていただきます。 自主防災組織や防災アドバイザーの活用については、避難所運営委員会との兼ね合いも含めて、今後の政策の参考とさせていただきます。	改定案のままといたします。

「さいたま市地域防災計画（改定案）」に対する意見募集結果

資料5

意見番号	御意見の概要	該当するページ/条項	件数	御意見に対する市の考え方	修正等の対応
13	<p>避難所担当職員の増員について、令和2年度より5名から6名に増員された。これから避難所運営は、行政から市民（自主防災組織）へ引き継がれる時代である。ローテーションを考慮した応援職員を各避難所に張り付けるのは効率的な考えなのか。避難所担当職員の増員を再考し、自主防災組織へ運営を預ける形態を検討するのが有効と考える。</p>	震災対策 編P. 11	1	<p>令和元年東日本台風では、避難所の開設期間が1～3日程度でしたが、職員の疲弊は大きく、令和2年度から避難所運営の長期化を見据え、3名2班体制のローテーションにより勤務することとしております。</p> <p>避難所担当職員は、迅速に避難所を開設し、運営体制を整え、運営体制が軌道に乗った後は本部との調整を中心にその任務を担っています。</p> <p>運営体制が整った後は、御意見のとおり、避難者を構成する地域の方を中心とした運営に移行することは、推進していかなければならないと考えておりますが、避難所開設の責任者である市の職員を常置する必要はあるため、現状の職員の配置を維持してまいろうと考えております。</p>	改定案のままといたします。
14	<p>さいたま市総合振興計画基本計画（素案）106頁の記載内容、及び昨今の表現等を踏まえ、下記のとおり追記・修正することを提案。</p> <p>第5章 災害対策の方針 なお、災害対策においては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人、<u>性別・性自認・性的指向</u>等、すべての人の人権への配慮をする人権尊重の視点が必要である。</p> <p>また、女性と男性が災害から受けける影響やニーズの違いを十分に配慮するとともに、<u>性的マイノリティ</u>への配慮を行うなど、<u>ダイバーシティ&インクルージョン</u>※の視点を取り入れる必要がある。</p> <p>※ダイバーシティ&インクルージョン…お互いの多様性を認め受け入れ、価値創造などの成果に繋げること。インクルージョンとは、互いを受け入れ、認め、活かしあう考え方。</p>	共通編 P. 26	1	<p>改定案を一部修正しました。</p> <p>人権施策における、ダイバーシティ&インクルージョンの重要性は認識しております。御指摘いただいた内容につきましては、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。</p>	<p>御指摘のとおり、「性別・性自認・性的指向」と修正しました。</p> <p>「マイノリティ」につきましては、「性的少数者（性的マイノリティ）」と修正しました。</p>

「さいたま市地域防災計画（改定案）」に対する意見募集結果

資料5

意見番号	御意見の概要	該当するページ/条項	件数	御意見に対する市の考え方	修正等の対応
15	<p>昨今の表現及び意見番号14の記載等を踏まえ、下記のとおり修正することを提案。</p> <p>総括部⑯、市民部①の「ジェンダー・多様性への配慮の推進」を「<u>ダイバーシティ&インクルージョンの推進</u>」に修正</p> <p><u>第6 ダイバーシティ&インクルージョンの推進</u></p> <p>東日本大震災や阪神・淡路大震災、その他大型台風など過去の災害経験から、女性と男性で異なる災害が与える影響や災害時の支援のニーズ、性別や年齢等による避難所での役割の固定化、高齢者、障害者、子ども、外国人、性的マイノリティなど地域社会を構成する方々の多様性への配慮などの問題が明らかになった。</p> <p>こうした災害・復興状況における諸問題を解決するため、多様性や男女双方の視点に配慮した防災を進め、女性のニーズを反映した災害対策の確立や男性・女性ともにリーダーを配置する等、<u>ダイバーシティ&インクルージョン</u>の視点を取り入れた防災体制の確立が必要である。</p>	共通編 P. 84, 89	1	人権施策における、ダイバーシティ&インクルージョンの重要性は認識しております。御指摘いただいた内容につきましては、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。	「性的少数者（性的マイノリティ）」と修正しました。
16	<p>意見番号14, 15の記載等を踏まえ、下記のとおり修正することを提案。</p> <p>「性的少数者」の記載を「性的マイノリティ」に修正。</p>	全編	1	御指摘のとおり、改定案を修正しました。	「性的少数者（性的マイノリティ）」と修正しました。
17	<p>意見番号14～16の記載等を踏まえ、下記のとおり修正することを提案。</p> <p>防災教育の推進にあたっては、<u>ダイバーシティ&インクルージョン</u>の視点に配慮する。</p>	共通編 P. 120	1	人権施策における、ダイバーシティ&インクルージョンの重要性は認識しております。御意見につきましては、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。	改定案のままといたします。

「さいたま市地域防災計画（改定案）」に対する意見募集結果

資料 5

意見番号	御意見の概要	該当するページ/条項	件数	御意見に対する市の考え方	修正等の対応
18	<p>次期さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）との関連を踏まえ、以下のとおり修正・追記することを提案。</p> <p>2 建築物の電源多重化 災害時の応急活動や災害後の円滑な復旧・復興に向け、建築物に必要な電力を確保するために、電源の多重化を行い、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう体制を整備する。<u>具体的には、再生可能エネルギーや二</u> <u>ジェネレーションシステム及び燃</u> <u>料電池・蓄電池等の導入により、</u> <u>災害に強く環境負荷の小さい自</u> <u>立・分散型のエネルギー供給体制</u> <u>の構築に努める。特に医療機関など</u> <u>の人命に関わる重要施設は、その</u> <u>設備が災害時においても継続して稼働することができるよう、電</u> <u>源を多重化する。</u></p>	共通編 P. 61	1	御指摘いただいたコードジェネレーションシステム及び燃料電池については、「再生可能エネルギーや蓄電池等」として表記させていただいております。御意見を参考に、今後の施策を進めてまいります。	改定案のままといたします。
19	<p>共通編P. 61 「2 建築物の電源多重化」との関連を踏まえ、以下のとおり追記することを提案。</p> <p>市民の安心・安全に配慮するため、公共施設等において、コードジェネレーションシステムや燃料電池などの自家発電設備、電気自動車・燃料電池車による給電設備、太陽光発電設備等の防災機能を付加した設備を推進する。</p>	共通編 P. 72	1	御指摘いただいた燃料電池については、「コードジェネレーションシステムや自家発電設備」、燃料電池車については、「電気自動車等」として表記させていただいております。御意見を参考に、今後の施策を進めてまいります。	改定案のままといたします。
20	「自宅の被害がなく、耐震性が確保されている場合は、できるかぎり自宅で生活を継続する。」の記載に賛同する。災害時でも安全な住宅環境の確保が重要である。	震災対策 編P. 76	1	在宅避難が可能となるよう、今後も食料・水などの備蓄や、家の中の安全対策の周知に努めてまいります。	改定案のままといたします。

「さいたま市地域防災計画（改定案）」に対する意見募集結果

資料 5

意見番号	御意見の概要	該当するページ／条項	件数	御意見に対する市の考え方	修正等の対応
21	「本市は、災害発生直後の被害状況を早期に把握するため、参集職員による情報収集、高所カメラ等による状況把握、自主防災組織、アマチュア無線及びタクシー無線等の活用による情報収集体制の整備を図る。なお、総合防災情報システムを活用し、迅速かつ的確な情報収集及び情報共有を図る。」の記載に賛同する。その上で、特に災害発生時においては、各ライフライン関係企業との連携による情報伝達体制の強化を図り、より迅速で正確な災害対応状況の周知が図られるよう検討をお願いしたい。	共通編 P. 92	1	今後も引き続き民間企業との連携に努めてまいります。	改定案のままといたします。
22	災害対策基本法では、食糧の表記があり、県地域防災計画では食料としている。 さいたま市では、食料を備蓄するということでよいか、食糧（主食）を備蓄するということでよいか。		1	本市が備蓄を計画しているのは、アルファ米などの主食の食糧であり、市民にローリングストック等で備蓄をお願いしているのは主食を含む食料としています。	市が備蓄するものは「食糧」とし、それ以外は「食料」としました。
23	「被害最小化」という表現があるが、わかりづらい。NHKなどの報道による新しい減災の概念の『縮災』（被害を小さくしできるだけ早く回復させる）を採用するのはどうか。	共通編 P. 152	1	「縮災（Disaster Resilience）」とは、2005年に第2回国連世界防災会議で採択されたResilient Societyの実現に関する表現であり、現在の国土強靭化につながる表現として整理されており、御指摘のとおり「被害最小化」よりもわかりやすい表現と考えます。	「縮災」の表現に変更しました。

「さいたま市地域防災計画（改定案）」に対する意見募集結果

資料5

意見番号	御意見の概要	該当するページ/条項	件数	御意見に対する市の考え方	修正等の対応
24	受援の体制については、より県の受援計画との整合性を図る表現としたほうがよいのでは。	共通編 P. 189	1	県広域受援計画では、班ごとに業務担当窓口（受援）とは別に、受援に関するとりまとめ業務を専任する班（受援班）を設置するなど受援体制を整えるよう市町村に助言しています。	受援チームを新たに設置し、対応することとしました。
25	被災者生活再建支援法は、令和2年12月に改正されたが、反映すべきでは。	共通編 P. 181	1	新たに中規模半壊が設けられるなど、支援制度の改正が行われました。	「中規模半壊」を新たに追加しました。
26	医療救護班の派遣とあるが、実際に医師等を派遣するのか。	共通編 P. 203	1	他自治体への応援職員派遣については、保健師を中心として派遣を行っています。	「医療救護班」を「保健師等」に修正しました。
27	医療救護所について、現体制で行えるのか。現在、見直しを行っていると聞くが、調整が済んでいるのであれば、反映すべきではないか	震災対策編P. 94 風水害編 P. 119	1	医療救護所設置場所や体制について、医師会等と協議をすすめ、新たな体制等で行うこととなりました。	医療救護所の体制、設置場所等について、修正しました。
28	災害対策本部設置や避難勧告などの基準について、詳細な雨量を記載しているが、新たな知見等が出ることを鑑み、表記はせず、「その他市長が必要と認めた場合」に内包する方が適当ではないか。	風水害編 P. 2、 P. 102	1	台風第19号を踏まえ整理した内容ではあるが、御指摘のとおり、今後、新たな知見等が出ることも見込まれます。	御指摘のとおり修正しました。なお、実運用で対応できるよう、基準については随時見直しを行います。
29	物流オペレーションチームについて、具体的な担当部署が明記されていないが、示したほうがよりわかりやすくなるのではないか。	風水害編 P. 132	1	物流オペレーションチームは「本部班」をはじめ、「避難班」「契約・物資受入班」「市民統括班」「経済統括班」で構成しています。	御指摘のとおり修正しました。
30	新たに指定避難所を指定（学校の新設などによる）した際に、マンホールトイレは引き続き整備するのか。	風水害編 P. 161	1	現在、マンホール型トイレは、新設の学校には整備せず、仮設トイレと便袋による運用としています。	御指摘のとおり、「マンホール型トイレの整備」について削除しました。

「さいたま市地域防災計画（改定案）」に対する意見募集結果

資料 5

意見番号	御意見の概要	該当するページ／条項	件数	御意見に対する市の考え方	修正等の対応
31	国土交通省では、2019年にグリーンインフラ推進戦略を公表し、グリーンインフラを活用した持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進めている。 さいたま市でも、都市型水害対策や、都市の生産性・快適性を向上させるため、雨水の貯留・浸透による防災・減災対策を進めるべきと考えるが、本計画には記載しないのか。	共通編 P. 45	1	本市では、防災空間の確保と合わせて、グリーンインフラの創出・保全を行うことで、緑地等が持つ遊水・保水機能が都市型水害の防災・減災に寄与することと考えています。	御指摘のとおり、計画に反映しました。
32	台風第19号を踏まえ、消防分団を活用すると聞くが、計画には記載しないのか。	風水害編 P. 87	1	令和2年から、荒川洪水時における運用を変更し、防災体制レベルの引き上げと消防分団による避難誘導工法を実施することとしました。	御指摘のとおり、計画に反映しました。

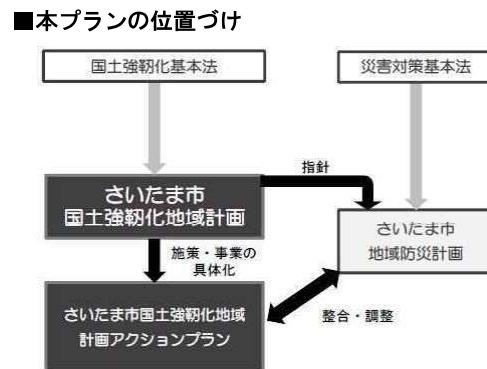
■ 集計結果

意見項目数	32件
修正項目数	16件

さいたま市国土強靭化地域計画アクションプラン見直しについて

1 國土強靭化地域計画アクションプランとは

「さいたま市国土強靭化地域計画アクションプラン」（以下「アクションプラン」という）は、「さいたま市国土強靭化地域計画」（以下「強靭化計画」という。）を推進していくための具体的な施策・事業を定めた推進計画です。強靭化計画における「事前に備えるべき目標」や「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定を背景に、同計画の根拠となる強靭化関連施策・事業の内容を、体系的に整理しています。



2 アクションプラン見直しの背景・方向性

(1) アクションプランにおける計画の期間・見直しの考え方

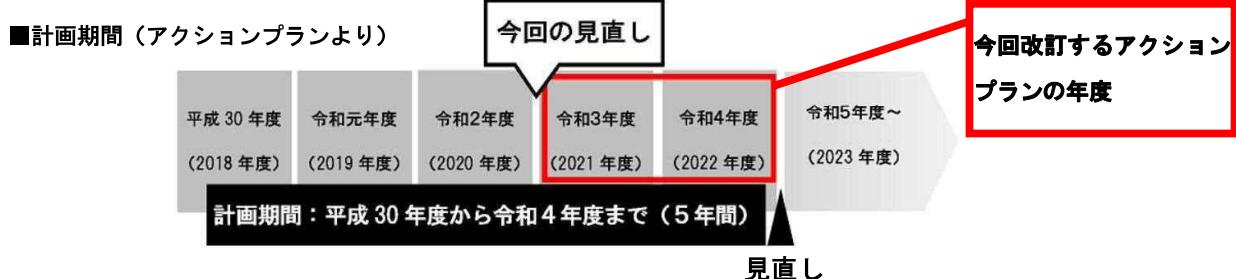
本アクションプランでは、「本プランの期間については、強靭化計画と同様に、平成30年度（2018年度）から令和4年度（2022年度）とし、基本的に5年ごとの見直しを行いますが、①総合振興計画の改定や②状況の変化に応じ、隨時見直しを行うもの」としております。

(2) 見直しの理由・方向性

主な見直し理由

- ① 本市において次期総合振興計画が策定（令和3年度～）され、各事業の取組・目標値再設定に伴うもの
- ② 各関係府省庁からの交付金・補助金において、令和3年度に「重点化」、令和4年度以降には強靭化計画の策定を交付要件とする「要件化」が検討されているため、各事業の推進にあたり新たな事業掲載の必要性によるもの

→上記理由を踏まえ、令和3・4年度の目標値等の修正や、新規事業の設定を行います。



3 今後のスケジュール

今後は、以下のように説明を行った上で、アクションプランの見直しを行うことを予定しています。

